

◎市民税・県民税申告書の提出には、個人番号（マイナンバー）の記載+本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。

【本人確認書類の例】（①又は②） ①マイナンバーカード ②通知カード及び運転免許証（パスポート、在留カード、障害者手帳等）

令和7年度分 市民税・県民税申告書記載例（１）～（３）の順で記入してください。（氏名欄・所得金額が記入できたら裏面へ。）

※令和6年中とは、令和6年1月1日から12月31日までの期間を指します。

（１）住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号欄に記入してください。

（２）所得金額を求めます。（令和6年1月～12月について）

- あなたの得た収入が、下記の「○所得の種類」のどれに該当するか確認します。
- それぞれの所得ごとに収入金額から所得金額に読み替える計算式がありますので、それによりあなたの所得金額を算出し、収入金額・所得金額それぞれを申告書第一表の「1 収入金額等」「2 所得金額」の該当する欄に記入してください。

○所得の種類 （太字は計算式）

事業所得	必要書類：収支内訳書（第二表7欄に記入でも可）
①営業所得	卸売業・小売業・製造業・運送業・サービス業などの個人営業による所得、医師・内職・検針人・保険の外交員などの自由業による所得
②農業所得	農産物の生産、家畜類の育成による所得
総収入金額－必要経費－専従者控除額 （専従者控除がある人は第二表11欄にも記入してください）	
③不動産所得	必要書類：収支内訳書（第二表7欄に記入でも可） 地代・家賃などの不動産の貸付による所得
総収入金額－必要経費	
④利子所得	国外で支払われる預金等の利子など国内で源泉徴収されないものや、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものなどによる所得
収入金額＝利子所得の金額	
⑤配当所得	必要書類：配当などの年間取引報告書、支払通知書など（第二表8欄に記入） 株式などの剰余金の配当、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外の投資信託などの収益分配による所得
収入金額－株式等取得するための負債の利子	
⑥給与所得	必要書類：源泉徴収票（ない場合は、第二表6欄に記入） 給与や俸給、賃金、賞与などによる所得
右下の「給与収入の所得金額の計算式」参照	
雑所得	必要書類：公的年金の源泉徴収票、支払調書など
⑦公的年金等	公的年金による所得
⑧業務	事業ではない原稿料、印税、講演料及びシルバー人材センターからの分配金などの所得
⑨その他の雑所得	生命保険契約に基づく個人年金、互助年金などの他、⑦⑧以外のものによる所得
公的年金等：右下の「公的年金等の所得金額の計算式」参照	
公的年金等以外：総収入金額－必要経費（公的年金以外の雑所得がある人は第二表9欄にも記入してください）	

令和7年度分 市民税・県民税申告書

（あて先）市町村 現住所 本庄市本庄3-5-3 業種又は職業 小売業、建設業

1月1日現在の住所 本庄市本庄3-5-3 電話番号 25-△△△△

氏名 本庄 太郎 個人番号 2,5,6,8,2,0,9,8,△,△,△

昭和50年1月1日 令和6年1月1日

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

① 社会保険料控除	国民健康保険税 200,000 国民年金 150,000
② 住宅ローン控除	350,000
③ 生命保険料控除	60,000
④ 雑所得	80,000 50,000
⑤ 所得から差し引かれる金額	1,200,000 1,740,000 550,000 1,144,000
⑥ 収入金額等	1,694,000 350,000 70,000 1,630,000 1,630,000
⑦ 所得金額	435,000

裏面にも記載する欄がありますので注意してください。

【本庄太郎さんの収入の状況】

●令和6年中に得た収入

事業収入（売上120万円、必要経費65万円）

給与収入（源泉徴収票がなく1年間の総収入が174万円）

- 最初に所得の内容を申告書第二表7欄及び6欄に記入します。
- 次に上記1. で記入した所得の内容を申告書第一表の「1 収入金額等」の欄に転記していきます。

事業所得・不動産所得は収支内訳書（収入、必要経費、所得金額を記入する書類）の提出が必要となります。

- 最後に、所得を求める計算式に当てはめ、所得の計算を行います。これを申告書第一表の「2 所得金額」の欄に記入します。以上で所得金額の記入は終わりです。

事業所得：1,200,000-650,000=550,000（所得金額）

給与所得：1,740,000÷4=435,000 435,000×2.4+100,000=1,144,000（所得金額）
⇒つづいて、所得控除金額を求めます。（詳細については裏面へ）

【本庄太郎さんの控除の状況】

●令和6年中に支払ったもの

社会保険料関係

（国民健康保険税20万円、国民年金15万円）

生命保険料関係

（旧一般生命保険6万円、新個人年金8万円、介護医療保険5万円）

●家族構成

妻：花子（昭和52年2月2日生まれ、パート収入85万円）

長女：桃子（平成14年3月1日生まれ、下宿先の東京へ仕送りをしている）

長男：次郎（平成21年4月1日生まれ）

給与収入の所得金額の計算式 単位：円

給与収入合計	速算所得額
0～550,999	0
551,000～1,618,999	550,000
1,619,000～1,619,999	1,069,000
1,620,000～1,621,999	1,070,000
1,622,000～1,623,999	1,072,000
1,624,000～1,627,999	1,074,000
1,628,000～1,799,999	÷4 ×2.4+100,000
1,800,000～3,599,999	×2.8-80,000
3,600,000～6,599,999	×3.2-440,000
6,600,000～8,499,999	×0.9-1,100,000
8,500,000～	-1,950,000

※参考資料

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額
		1,000万円以下 1,000万円超 2,000万円以下 2,000万円超
昭和35年1月2日以前生まれ（65歳未満）	～1,299,999 1,300,000～4,099,999 4,100,000～7,699,999 7,700,000～9,999,999 10,000,000～	-600,000 ×75%-275,000 ×85%-685,000 ×95%-1,455,000 -1,955,000 -500,000 ×75%-175,000 ×85%-585,000 ×95%-1,355,000 -1,855,000 -400,000 ×75%-75,000 ×85%-485,000 ×95%-1,255,000 -1,755,000
昭和35年1月1日以前生まれ（65歳以上）	～3,299,999 3,300,000～4,099,999 4,100,000～7,699,999 7,700,000～9,999,999 10,000,000～	-1,100,000 ×75%-275,000 ×85%-685,000 ×95%-1,455,000 -1,955,000 -1,000,000 ×75%-175,000 ×85%-585,000 ×95%-1,355,000 -1,855,000 -900,000 ×75%-75,000 ×85%-485,000 ×95%-1,255,000 -1,755,000

⑩総合譲渡所得・一時所得 必要書類：支払調書など（第二表10欄に記入）

●総合譲渡 土地建物、並びに株式などの有価証券（ゴルフ会員権を除く）以外の資産を譲渡したことによる所得

（保有期間が5年を超える場合は長期譲渡、5年以下は短期譲渡）

（長期譲渡）{総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額（50万円）}×1/2

（短期譲渡）総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額（50万円）

●一時 払込者本人が受ける満期保険金、賞金、競輪・競馬の払戻し金などの所得

{総収入金額－収入を得るために支出した費用－特別控除額（50万円）}×1/2

（3）所得控除額を求めます。

それぞれの控除ごとに控除金額を求め、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」「4 所得から差し引かれる金額」の該当する欄に記入してください。※令和6年中とは、令和6年1月1日から12月31日までの期間を指します。

○所得控除の種類（太字は計算式）

⑬社会保険料控除

必要書類：領収書、控除証明書、支払証明書など

本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために令和6年中に支払った国民健康保険税、健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金、介護保険料（第一号被保険者）、雇用保険、厚生年金等に対する控除。

※年金より天引きされている金額は本人のみの適用です。

支払金額＝社会保険料控除額

⑭小規模企業共済等掛金控除

必要書類：領収書

令和6年中に支払った小規模企業共済掛金（旧第二種共済掛金を除く）や心身障害者扶養共済掛金などが対象の控除。

支払金額＝小規模企業共済等掛金控除

⑮生命保険料控除

必要書類：生命保険料控除証明書

令和6年中に支払った本人や本人の配偶者その他の親族を受取人とする生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料に対する控除

下記の表に基づいて求めた①一般の生命保険控除額＋②個人年金控除額＋③介護・医療控除額 ※（控除限度額7万円）

各区分ごとの控除額の計算式(生命保険料控除)	
保険料の区分	控除額の計算式
①一般の生命保険 ②個人年金	(1)新契約の控除額＋(2)旧契約の控除額 ※①②それぞれ計算。限度額28,000円。 新契約を含めない場合35,000円が上限。
③介護・医療	(1)新契約の控除額 ※限度額28,000円

平成24年1月1日以後に締結した保険契約		単位：円	
新契約	保険料の区分	支払保険料額	生命保険料控除額(1)
	一般の生命保険 個人年金 介護・医療 共通の計算式	～12,000	支払金額
		12,001～32,000	支払金額÷2＋6,000
		32,001～56,000	支払金額÷4＋14,000
56,001～	28,000		
平成23年12月31日以前に締結した保険契約		単位：円	
旧契約	保険料の区分	支払保険料額	生命保険料控除額(2)
	一般の生命保険 個人年金 共通の計算式	～15,000	支払金額
		15,001～40,000	支払金額÷2＋7,500
		40,001～70,000	支払金額÷4＋17,500
70,001～	35,000		

⑯地震保険料控除

必要書類：地震保険料控除証明書

本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する居住用家屋・生活用動産のために令和6年中に支払った地震保険料に対する控除。また、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る損害保険料に対する控除

下記の表に基づいて求めた①地震保険料控除額＋②旧長期損害保険料控除額 ※（控除限度額2万5千円）

※1つの契約で地震保険と旧長期損害保険の両方に該当する場合は、いずれか一方の控除しか適用できません。

地震保険料控除の計算式			単位：円
保険料の区分	支払保険料額	地震保険料控除額	
①地震保険料	0～50,000	支払金額÷2	
	50,001～	25,000	
②旧長期損害保険料（経過措置）	0～5,000	支払金額	
	5,001～15,000	支払金額÷2＋2,500	
	15,001～	10,000	

⑰寡婦・⑱ひとり親控除

本人がひとり親の場合30万円、寡婦(ひとり親に該当しない場合)の場合、26万円が控除されます。

⇒表面より（所得控除の記載例：本庄太郎さんの場合）

4. まず、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に令和6年中に支払った保険の種類と保険料を記入します。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

国民健康保険税	200,000
国民年金	150,000
合計	350,000

生命保険料	80,000	60,000
介護医療保険料	50,000	

本庄花子	昭和52年2月2日	300,000
本庄桃子	平成14年3月1日	別居 子
本庄次郎	平成21年4月1日	同居 子

4 所得から差し引かれる金額

生命保険料控除	350,000
新個人年金控除	70,000
介護医療保険料控除	330,000
合計	750,000

配偶者控除	330,000
扶養控除	450,000
合計	780,000

所得控除	1,630,000
所得税	1,630,000

⑳雑損控除 必要書類：災害等に関するやむを得ない支出領収

本人や本人と生計を一にする総所得金額等が48万円以下の配偶者、

その他の親族の住宅や家財などについて、令和6年中に災害や盗難など

による損失又は災害等に関する支出がある場合の控除 I・IIのうち多い金額

I（損失金額－保険金等で補填される金額）－（総所得金額等×10%）

II 損害金額のうち災害関連支出の金額－5万円

㉑医療費控除 必要書類：医療費控除の明細書

本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために令和6年中に支払った医療費に対する控除 ※（控除限度額200万円）

（令和6年中の医療費の総額－保険金等で補填される金額）－{10万円

（所得が200万円までの人は所得の5%）}

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受け

る場合は、セルフメディケーション税制の明細書及び一定の取組を行っ

たことを明らかにする書類が必要です。従来の医療控除又は特例のどち

らか一方のみ受けることができます。※（控除限度額8万8千円）

（令和6年中のOTC医薬品購入費－保険金等で補填される金額）－12,000円

・ひとり親控除…婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない人（事実上婚姻関係にある場合を除きます。）で、総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が500万円以下。

・寡婦控除…次の①②のいずれかに該当する人。（事実上婚姻関係にある場合を除きます。）①夫と離婚し、再婚せず、子以外の扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下の人。②夫と死別し、再婚していないか、夫の生死が明らかでない人で合計所得金額が500万円以下の人。

5. つづいて、控除額を求めます。社会保険料は支払った保険料の合計35万円を「4 所得から差し引かれる金額」の社会保険料控除欄に転記します。

6. 生命保険料 控除は左記の「生命保険料控除の計算式」に当てはめて計算します。これを生命保険料控除欄に記入します。

①旧一般生命保険 60,000÷4+17,500＝32,500

②新個人年金 80,000→限度額 28,000

③介護医療保険 50,000÷4+14,000＝26,500

①＋②＋③＝87,000→限度額 70,000円（控除額）

7. 次に、扶養する親族について記入します。妻の合計所得が48万円以下のため配偶者控除欄に氏名、個人番号等を記入します。また、桃子さんについては扶養控除欄に氏名、個人番号等を記入し、さらに別居のため第二表12欄に東京の住所を記入します。

8. 最後に、年齢要件から確認した控除額を「4 所得から差し引かれる金額」の配偶者控除欄と扶養控除欄に記入し、合算した金額を合計欄に記入します。

花子 47 歳…配偶者控除 33 万円

桃子 22 歳…特定扶養 45 万円

次郎 15 歳…控除対象外

9. 次郎さんについては16歳未満の扶養親族欄に氏名、個人番号等を記入します。

㉒配偶者控除

合計所得が48万円以下の生計を一にする配偶者（内縁を除く）がいる場合の控除。昭和30年1月1日以前生まれ（70歳以上）の場合、老人配偶者となります。控除額は下表のとおりです。

㉒配偶者特別控除

生計を一にする配偶者の所得金額に応じて配偶者特別控除が認められます。下記の表に基づき算出した配偶者特別控除額を㉒欄に記入してください。

		単位：円				
		控除を受ける納税者本人の合計所得金額				
所得税控除額	配偶者控除	老人配偶者控除	900万円以下	900万円超 950万円以下		
			950万円以下	1000万円以下		
	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	0～480,000	330,000	220,000	110,000
			480,001～950,000	380,000	260,000	130,000
			950,001～1,000,000	330,000	220,000	110,000
			1,000,001～1,050,000	330,000	220,000	110,000
			1,050,001～1,100,000	310,000	210,000	110,000
			1,100,001～1,150,000	260,000	180,000	90,000
			1,150,001～1,200,000	210,000	140,000	70,000
			1,200,001～1,250,000	160,000	110,000	60,000
			1,250,001～1,300,000	110,000	80,000	40,000
			1,300,001～1,330,000	60,000	40,000	20,000
			1,330,001～1,380,000	30,000	20,000	10,000

㉓寄附金税額控除

都道府県又は市区町村（ふるさと納税等）、埼玉県内の共同募金会又は日本赤十字社、埼玉県の条例で指定したもの又は本庄市の条例で指定したもの及び東日本大震災に係る義援金等で一定の要件を満たしたものである寄附金の合計額が、2,000円を超えた場合は、寄附金税額控除の対象になります。詳細は市民税係にお問い合わせください。

㉙勤労学生控除 必要書類：学生手帳など

本人が勤労学生で合計所得額が75万円以下、かつ、自己の勤労によらない利子などの所得が10万円以下の場合26万円が控除されます。

㉚障害者控除 必要書類：障害者手帳、障害者控除認定書など…本人又は控除対象配偶者及び扶養親族のうちに心身等に障害のある人がいる場合の控除。等級によって控除額が異なります。

●普通障害者（身体3級・精神2級・知的B）以下、要介護2・3…26万円

●特別障害者 身体1・2級、精神1級、知的A以上、要介護4・5…30万円

特別障害者のうち、納税義務者又はその配偶者、若しくは納税義務者と生計を一にするその他の親族と同居を常況としている場合、更に23万円加算。

※要介護認定による障害者控除の適用は65歳以上の方のみです。

㉛扶養控除

合計所得金額が48万円以下の生計を一にする親族がいる場合の控除。年齢等（令和7年1月1日現在）により、控除額が異なります。※別居の場合は第二表12欄にも記入します。

●一般の扶養親族（16～18、23～69歳）…33万円

●特定扶養（19～22歳）…45万円

●老人扶養（70歳～）…38万円

●同居老親等扶養（70歳以上で同居を常況とする本人又は配偶者の直系尊属）…45万円

○16歳未満の扶養親族…控除対象外

（16歳未満の扶養親族は控除対象外となるため、㉛とは別に記入して下さい。記入が漏れると、非課税判定の際の扶養人数が正しく計算されず、申告する方の不利益となることがあります。）